

部活動及びサークル活動細則

第1条 総則

この細則は了徳寺大学に在学する学生の課外活動に関する事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 学生の課外活動は、学生相互の親睦、競技力、技術、知識の向上を図るとともに大学の発展に寄与することを目的として行うものとする。

(課外活動を行う団体の種類)

第3条 課外活動を行う団体（以下、「団体」という）は、部とサークルの2種類に分類する。

(定義)

第4条 本細則における各用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 部とは、第6条の手続きを経て設立されたもので、大会及びコンクール等に積極的に参加し、優秀な成績を目指す団体をいう。
- (2) サークルとは、第6条の手続きを経て設立されたもので、大会及びコンクール等への参加を任意とする団体をいう。
- (3) 部員とは、所属するサークル・部活動の目的にあった活動に積極的かつ継続的に参加している者のことをいい、登録のみ（年に数回以下しか参加しない）の学生は部員として認めない。

(団体の新規設立)

第5条 団体の新規設立は、サークルという形で申請することとし、申請期間は4月1日から4月30日までとする。原則として、この期間以外は認めない。

(団体設立条件)

第6条 本学開学理念を十分理解し、活動目的及び活動計画が本学の発展に寄与するものでなければならない。

- 2 スポーツ活動を目的とする団体においては、その活動が正式に実施できる人数以上の登録でなければならない。
- 3 既存同系団体との相違及び関連の説明ができなければならない。
 - (1) 団体会則又は部則
 - (2) 部活動・サークル登録申請書（部員名簿を含む）
 - (3) 本学専任教員の顧問承諾サイン
 - (4) 前年度活動報告書（大会及びコンクール等の開催要項等を添付）【既設団体のみ】
 - (5) 会計報告書（領収書添付がないと認めない）【既設団体のみ】

(サークル)

第7条 サークルとは、大会及びコンクール等への参加を任意とする団体をいう。

- 2 活動条件は、積極的かつ継続的に当該活動を行ない、第15条を遵守することとし、所属学生5人以上の部員と顧問教員（本学専任教職員）1人以上を規定する以外定めない。
- 3 学生が複数のサークルに所属する場合は2団体まで認めることとし、それ以上は認めない。

(部)

第8条 サークルは次条に定める手続きを経て、部活動団体に移行することができる。また準公認サークルは次条に定める手続きを経て、公認サークルに移行することができる。ただし、サークル設立から2年経過していることを条件とする。

第9条 部活動団体への移行を希望するサークルは、次の各号に掲げる審査条件を満たした上で、部活動団体への移行申請を行い、学生委員会の議を経て、学友会会長による承認を受けるものとする。

- (1) 活動内容、実績
- (2) 大会、コンクールへの参加及びその結果報告が全て提出されているか
- (3) 年間の活動計画表
- (4) 部則の内容が了徳寺大学学友会所属団体として相応しいか

公認サークルへの移行を希望する準公認サークルは、次の各号に掲げる審査条件を経て、学友会会長による承認を受けるものとする。

- 1、活動内容
- 2、年間活動計画表
- 3、サークル細則の内容が了徳寺大学学友会所属団体として相応しいか

第10条 団体の承認期間は、認定のあった日から翌年度の4月末までとする。

(継続)

第11条 既に大学の認定を受けた団体で翌年度も継続して活動を行う場合は、原則として翌年度4月末までに、部及びサークルともに第6条に定められた書類を学生課に提出し学生委員会の許可を受けなければならない。特別な理由がないにもかかわらず提出がない場合は解散したものとみなす。

(承認の取り消し)

第12条 以下の事項に該当するものは、団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- (1) 第6条の提出書類に虚偽の記載があるとき又は期限までに書類が提出されなかったとき
- (2) 第15条第1項及び第2項を遵守できていないとき
- (3) 本来の活動目標から大きく逸脱したとき
- (4) 団体が行き過ぎた勧誘活動・情宣活動又は暴力行為等の不法行為によって本学の

教育研究活動、学生の課外活動を妨げたとき

- (5) 団体が不法行為、公序良俗に反する行為を行うなど、本学学生及び本学の名誉を著しく傷つけたとき
- (6) 本学、学生委員会及び学生課からの指示・指導に従わなかったとき

(管轄)

第13条 部及びサークルは学生委員会及び学生課の管轄のもとで活動を行なう。

(解散・休止)

第14条 団体を解散、休止するときは、解散届、休止届を前条の管轄部署に提出し、受理されなければならない。

(団体の義務)

第15条 団体は次の各号に掲げる業務を確実に行わなければならない。

- (1) 学外活動については、原則1週間前までに学外活動届を学生課に提出すること
- (2) 出場大会・コンクール等の結果を学生課に随時報告すること
- (3) スポーツ活動を目的とする部活動・サークルについては、スポーツ安全保険等に加入することが望ましいこと
- (4) 団体を構成する全ての部員が大学の定める学生教育研究災害傷害保険に加入していること

(施設使用の優先順位)

第16条 本学の施設使用は施設使用願を提出し使用することができる。

- 2 施設使用に関しての手続きは、必要書類を記入後、使用日の前日までに事務局施設課へ提出すること。
- 3 施設使用に関して他団体と競合した場合、双方の話し合いにより、一方が施設使用願を取り下げることとする。

附則

この細則は平成21年7月16日より施行する。

平成23年3月10日一部改正

平成23年4月21日一部改正